

専決処分の承認を求めることについて

大磯町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

大磯町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

大磯町長 池田 東一郎

理由

令和 7 年 3 月 31 日付けで地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例（昭和 50 年大磯町条例第 6 号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要することから議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

大磯町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大磯町長

池田 東一郎

大磯町条例第 11 号

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大磯町町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税に適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。